

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

| | |
|-------------------|--------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 東近江市 (252131) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 躰光寺 (躰光寺町) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年1月29日 (第2回) |

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作者の高齢化が進み近年離農者が増加してきていることから、昨年任意団体である躰光寺町営農組合を法人化し「農事組合法人 アグリ躰光寺」を設立した。
耕作者・土地所有者に今後の躰光寺地区の農業のあり方について懇談を行い、「農事組合法人 アグリ躰光寺」が今後の担い手として農地中間管理機構を通して農地を借り受けることの同意を得た。(一部拒否者を除く。)一方で当面、耕作を続けたいと思っている農業者がいるため、特定農作業受委託契約を締結の上、当面耕作ができるよう配慮した。
躰光寺地区は、人口も多く農産物の消費が期待できることから、有機農業等への導入により消費拡大につなげる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米・麦・大豆を主要作物として2年3作物の生産を引き続き実施する。
地産地消をさらに進めていくために、消費者が受け入れやすい「有機農業」への取り組みを加速させていく。
野菜や果物の作付けを少しずつ実施し、多品目の生産に向けた取り組みを実施する。
農業に対する理解をしてもらえるイベントを開催し、将来の後継者を模索する活動を継続的に実施する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-------|
| 区域内の農用地等面積 | 43 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 43 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 躰光寺地区の農地は、ほぼ農地中間管理機構への貸出、農事組合法人 アグリ躰光寺への借受の同意が得られていることから、1集落1農場として運用していく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| (1)と同じ。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 狭隘な圃場(国領地区)については、大区画化等また、湿田等耕作に支障をきたしている圃場については、畑化等基盤整備を令和10年度までに計画・適時実施をしていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 躰光寺地区は、過疎化の問題もないことから地域外からの経営体を募ることはしないが、地区内で担い手として活躍してもらえる人材の模索と育成に努めていく。(仕事をやめて農業者になるのではなく、定年退職後ある一定期間従事していただく人材を継続的に確保できるようにしていく。) |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 作業の効率化が期待できる防除作業は、引き続き東能登川農業協同組合に作業委託する。 米の乾燥調整をコスト面からすでに施設を有している法人へ委託する。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|------------------------------------|---|---|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ②消費者の観点から米の生産を段階的に有機農業に切り替えていく。
- ③ドローンやGPSを取り入れた機械を導入して、省力化・作業精度向上や人手不足対策に取り組む。
また、Z-GIS等を活用により、効率的な農地管理を行う。
- ⑧コスト面から、米の乾燥調整をすでに施設を有している法人へ委託することや他の法人との農業機械の共同利用の検討協議を進めていく。